

《転勤等により新しい事業所で特別徴収を継続するとき》

平成29年1月1日以後に異動のある方の届出には給与支払者の法人番号又は個人番号と給与所得者の個人番号の記載が必要となります！

◎異動があった場合の、提出はお早く！

大洲市長 殿						(特別徴収義務者) 給与支払者		氏名 (名称)		株式会社 大洲商事								特別徴収義務者 指定番号				12345					
令和 6年 8月 5日提出								所在地		大洲市大洲〇〇番地								連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号				所属 人事課給与係 氏名 大洲 花子 (電話 0893-24-2111)					
給与所得者										(ア) 特別徴収税額 (年税額)				(イ) 徴収済額				(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)				異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法	
受給者番号 (整理番号)		123		氏名		大洲 太郎																					
				生年月日		S58年 4月 12日																					
個人番号		〇 〇 〇		〇 〇 〇		〇 〇 〇		〇 〇 〇		〇 〇 〇		千 円		6月から 8月まで		千 円											
1月1日現在の住所						大洲市長浜〇〇番地						30 000		千 円		7 500		22 500				R5・7・31		1.退職 ②.転居 3.休業 4.長死 5.合併・解散 7.		職勤職欠亡	
現住所						同上																		① 特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収(本人が納付)			

(ア)特別徴収税額通知書に記載されている年税額
(イ)何月分まで特別徴収されたかとその合計額
(ウ)残りの税額を記入してください。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	給与または退職手当等 支払予定月	支払予定日 の徴収予定額	合計 (上記(ウ)と同額)	備考	※市町村記入欄 ※退職の日が1月1日以降4月30日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、5月31日までの間に支払われる予定の給与又は退職手当等が残税額を超えるときは、必ずまとめて一括徴収してください。
1.異動が年12月31日までで 申出があったため(月 日申出)	千円	千円	千円	一括徴収した 税額(月日納期限) で納入します	
2.異動が年1月1日以後で 特別徴収の継続の希望がないため	千円	円			

◎特別徴収継続の場合は、新しい勤務先（転勤先等）を次の欄に記載してください。

月割額 2,500 円 を 9 月分から徴収 するよう連絡済です。		給与支払者 (特別徴収義務者)	法人番号又は 個人番号	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○												特別徴収義務者 指 定 番 号	54321			
			フリガナ	ナガハマサンギョウ																
			名 称	長浜産業 株式会社																
受給者番号	456		フリガナ	郵便番号		オオスシナガハマ												連絡先の氏名 及び所属課、係 名並びに電話 番号	所属 氏名 (電話)	総務課給与係 長浜 太郎 0893-52-0000
			所 在 地	〒795-0000		大洲市長浜××番地														

転勤等により新しい勤務先で特別徴収を継続される場合は、必ず連絡調整を行い、その名称、所在地、電話番号等を記入してください。